

主務職・助役職等 交流会を開催!



国労東日本本部は、主務職・助役職等交流会を開催し、「発令されてからの不安」「研修と業務内容について」等、各地方の事情などを踏まえながら議論してきました。組合員からの要望についてはしっかりと受け止めて、会社に対して公平・公正な人事運用を求めます。

今号は、①主務職・助役職等交流会、②拡大弁護団会議、③「エルダー」社員の業務範囲の拡大と労働条件の一部変更」の解明交渉、④新潟地本組織拡大経験交流集会の報告とします。

国労東日本本部は、7月9日にさいたま市・大宮において、主務職・助役職等交流会を開催しました。

会議は伊藤業務部長の司会で始まり、菊池委員長は「一括和解以

降、急激な世代交代の中、培ってきた技術や知恵で次世代を育てている。2012年の新賃金制度導入後、多くの組合員が主務職についている。組織拡大は喫緊の課題だが、この一年の拡大は昨年と比べると少ない。第31回定期大会までに一人でも多くの拡大を図りたい。国労の原点は班・分会で動くことであり、活性化を求めたい。再雇用制度の見直し交渉が今後行われる。意見を出してほしい」と挨拶をされました。

武田組織部長から、①全体的な状況「JRで発

生している事故の多発の現状」「委託外注化の実態および委託会社の組織化に向けて」、②和解後の変化について「昇進試験（主任職・主務職・助役職・技術専任職）の合格」「新規採用者の対応（組合加入・未加入の自由、試験などで差別しない」と明言）（ポテンシャル採用を中心に未加入者の増加）（新入社員の10年連続国労加入）（研修中の未加入の拡大）、③会社や他労組の状況について、④主務職・助役技術専任職の立ち位置について提起を行った後に全



(組合員の購読料は組合費に含まれます)

港区新橋5-15-5
交通ビル
国労東日本本部
発行責任者 菊池忠志
編集責任者 樋口孝重

No. 794 定価 20円

2017年
7月31日

つながりよう
技術と魂と
運動を

QRコードから
でも閲覧できます

<http://www.e-nru.com/>

国労東日本本部 拡大弁護団会議 7月15日 開催!



7月15日、東京・新橋において、国労東日本本部拡大弁護団会議を開催し、安倍首相が進める「働き方改革」の問題点について、弁護士と組合との意見交換を図りました。

会議は渡辺法対部長の司会ではじまり、菊池委員長は「社会的問題・JR内部での問題を運動として進め、議員団と連携していきたい。働き方改革・裁量労働制・残業代

ゼロ法案等について国会で審議される。労働者を保護する制度が必要である。社会的運動として繋げていきたい。解雇の金銭解決や、有期契約労働者の不合理な格差を禁じる労契法20条関連の問題などについても報告を頂きたい」と挨拶をしました。

そして旬法律事務所

問題点の報告、佐藤書記長から「JR東日本との36協定」についての報告、宮崎副委員長から「JR東日本の業務委託問題」の報告、東京地本・恒本法対部長から「組織拡大の取り組み」の報告、最後に国労弁護団の宮里邦雄弁護士から「労契法第20条長澤運輸事件」についての報告を受けました。

安倍首相は「働き方改革」と称して労働基準法の改悪を推し進めています。また、「解雇の金銭解決」や「残業代ゼロ法案」などは全ての労働者に犠牲を強いる重要な問題です。今後、国労として、労働法制改悪反対の闘いに全力をあげることが意識統一して閉会しました。

全体交流では地方ごとの参加者紹介から始まり、アンケート調査に基づいて「主務職の受験と発令されてからの不安」「助役職への発令状況と研修について」「業務内容と特徴的な状況について」など、それぞれ意見が出され、議論を行いました。

最後に佐藤書記長が、「国労組合員から多くの主務職・助役などの合格者が出ている。一括和解の成果を確認したい。一方、国鉄時代の国労組合員が試験を受けていない。東日本本部として受験体制を確立していく。また来年も交流会を開催していくが、地方でも交

流する場を持つてほしい。通年闘争として『労働条件改訂闘争』を取り組み、会社に対して、公平・公正な人事運用を求めている。国労が職場の中で若い世代に示してほしい。東日本本部に対する要望については、しっかりと受け止めていく」とまとめました。

「エルダー社員の業務範囲の拡大と労働条件の一部変更」で解明交渉!

<p>2017年7月14日 NO. 89 7月14日 7月14日</p>	<p>つなげよう 技術と誠意 労働を つなげよう</p>
<p>エルダー社員の業務範囲の拡大と労働条件の一部変更で解明交渉!</p>	
<p>業務範囲の拡大で異なるエルダー社員の作業イメージはどのようなものか?</p>	
<p>基本的には社員と同じ作業内容である。</p>	
<p>業務範囲拡大の要請(1)~(3)以外に、対象となる業務はあるか?</p>	
<p>水平分業を推進する中で、基本は出向であるが、当社が抱えている仕事の中で、技術継承や業務運営に必要としていた。また、(1)~(3)に当てはまらない業務については、+会社が必要と認められた場合は対象となる。具体的には調査をさせていただきます。</p>	
<p>現行</p>	<p>改正(案)</p>
<p><1. 会社における業務範囲の拡大> 実施時期:平成30年4月1日(現行)に改定する社員より実施</p>	<p>改正(案)</p>
<p>【現行】グループ会社への出向時、必要に応じて業務範囲を拡大し、人財育成や技術継承を目的として、業務範囲を拡大する。</p>	<p>【改正(案)】グループ会社への出向時、必要に応じて業務範囲を拡大し、人財育成や技術継承を目的として、業務範囲を拡大する。</p>
<p>(1) 設備や機械の保守・点検業務(設備・設備保守業務)</p>	<p>(1) 設備や機械の保守・点検業務(設備・設備保守業務)</p>
<p>(2) 設備や機械の保守・点検業務(設備・設備保守業務)</p>	<p>(2) 設備や機械の保守・点検業務(設備・設備保守業務)</p>
<p>(3) 設備や機械の保守・点検業務(設備・設備保守業務)</p>	<p>(3) 設備や機械の保守・点検業務(設備・設備保守業務)</p>
<p>※上記の他、会社が必要と認められた場合に限り適用することとする。</p>	<p>※上記の他、会社が必要と認められた場合に限り適用することとする。</p>
<p><2. 労働条件の一部変更> 実施時期:平成30年4月1日(現行)に改定するエルダー社員に適用</p>	<p>改正(案)</p>
<p>【現行】業務上必要のある場合、エルダー社員に転勤などを行う。</p>	<p>【改正(案)】業務上必要のある場合、エルダー社員に転勤などを行う。</p>
<p>【現行】必要のある場合、エルダー社員に転勤などを命ずるが、業務量の変化への対応、業務に必要な資格の喪失や私傷病など業務</p>	<p>【改正(案)】必要のある場合、エルダー社員に転勤などを命ずるが、業務量の変化への対応、業務に必要な資格の喪失や私傷病など業務</p>

6月9日に会社より「エルダー社員の業務範囲の拡大と労働条件の一部変更」の提案を受けて、7月14日に解明交渉を行いました。また、7月24日には本社に対して「エルダー制度での社員の不安解消に向けた説明を求める要請」を行いました。今後、東日本本部として基本要件を作成し、会社に提出していきます。

①会社における業務範囲の拡大

《就業形態》

【現行】グループ会社への原則出向。なお人材育成や技術継承を目的としてJR東日本勤務もある。

【改正】原則出向を維持しつつ、ノウハウなどを会社における業務運営や人材育成。技術継承に生かす。

②労働条件の一部変更

《転勤等》

【現行】業務上必要のある場合、エルダー社員に転勤などを命ずる。

【改正】必要のある場合、エルダー社員に転勤などを命ずるが、業務量の変化への対応、業務に必要な資格の喪失や私傷病など業務

が困難となった場合への対応。また、転勤などにあたっては通勤事情を考慮。

《勤務》

【現行】特に定める場合を除き、就業規則第7章勤務を準用する。(乗務員および自動車乗務員の各勤務並びに保存休暇に関する規定を除く)

【改正】会社において勤務するエルダー社員は、社員と同様の勤務種別を適用。ハーフタイム勤務は新規適用を取りやめる。また、現在ハーフタイム勤務を適用している社員は、雇用契約の終了まで継続。

【育児・介護勤務】
【現行】育児・介護勤務A・Bとも適用。

【改正】現状を維持しつつ、育児・介護勤務B(短日数)は取得事由を問わない「単日数勤務」とする。

《職務手当》

賃金規程第64条の規定を準用「マイスター指定」4万円(月額)・管理業務3万円(月額)・アドバイザー指定2万円(月額)・特に認めるもの4万円(月額)

《技能手当》

賃金規程65条の規定を準用「行先地手当」賃金規程11章3を準用

《精勤手当》

【現行】支給額※基準定額単価×調査期間の契約月数×(1-期間率±成績率)※基準定額単価2万5千円(ハーフ1万5千円)

【改正】支給額※基準定額×(1-期間率±成績率)※基準額基本賃金月額×支給月数
(詳細は、国労東日本ダイジェスト版No.89を参照)

新潟地本 組織拡大 経験交流集会 6月24日開催!

新潟地本は、6月24日に組織拡大経験交流集会を地本事務所で開催しました。東日本本部からは武田組織部長と彦田青年部長が出席し、報告を行いました。

組織拡大経験交流集会

会議は藤井執行委員の司会で始まり、斉藤委員長から「国労全体が高齢化する中、各地方で組織拡大が取り組まれている。新潟地本では拡大がないが、拡大に向けて様々な闘いを作り上げてきた。エルダー職場の問題や労働条件など身近な問題を改善していくこと。皆で話し合う機会を多く作り、丁寧に取り組みを広範に進めていくこと。本日の会議を通じて全体に運動が広がるようにしたい」と挨拶がありました。

報告

東日本本部・武田組織部長から「大会以降の加入については、各分会組織全体が体制を作り、少しずつ動き始めることで拡大に結びついた。6月に青年労働者

が国労加入。未加入だったので組織拡大経験交流集会に参加させて加入を訴えた。集会に参加させることが重要。一括和解以降、加入が続いている郡山駅分会では組合説明会や国労中心で新採者の歓迎会を開催している。一人ではなく複数に話をし、年を重ねて継続することやできることが広がっていく。一括和解以降、状況が変化している。職場では国労が信頼され、現場で国労組合員の姿を見て加入を決意する。貨物会社の採用者の拡大へ向け、全分会オランダを実施。機関紙を配付し、労働法制などについて知らせてアピールしていく」と報告を受け、続いて彦田青年部長からも青年部における組織拡大の取組み報告がされました。

そして、清野組織部長から提起がされ、地本としての具体的な取り組みについて報告があり、全体のフリー討議で職場の実態や拡大の取り組みについて報告がありました。

「職場の若い人は研修などの資料

を自分の時間で作成しているが拡大に繋がっていない。駅配属後2年で車掌になり転勤していくが、その後も取り組みを継続できるように分会間の連携を密にする必要がある」などの意見が報告されました。

今後の展望

出された報告・意見から全体の意思統一が図られ、新潟地本では、この集会を契機に組織拡大行動の取り組みを進めていくこと、運動を継続していくこと、できることから進めていくことなどについて、全体で確認をしました。

交流集会終了後は、懇親会を開催し、さらにお互いの交流を深めました。

(新潟地本発)

共有している

「分会で拡大への取り組みを議論している。国労は信頼されて

共有している



通院・入院・抗がん剤・診断一時金

NEW/ **新生きるためのがん保険 7Days**

NEW/ **新生きるためのがん保険 7Days**

女性特有のがんにも手厚い

はじめてダック

最新のがん保険、新登場。

アフラック Since 1914

商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

アベニール株式会社

TEL 03-3437-6810 FAX 03-3437-6822

〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)

東京第二法人営業部

〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17F

Tel.03-3344-1429 Fax.03-3344-4036

AF広宣課-2014-0044-1412506 8月25日